

令和4年10月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和4年10月20日開会

丸亀市農業委員会

令和4年10月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年10月20日(木) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 | |
| 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

4. 石井 廣喜
6. 葛原 忠嗣

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

主 任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地パトロールに係る利用意向調査について
3. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議案第60号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第61号 非農地証明願について

議案第62号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第21号 許可申請の取下願について

令和4年10月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 皆さん、おはようございます。定刻が参りましたので、ただ今から令和4年10月の農業委員会定例総会を開会いたします。最初に、本日机前にお配りしました資料の確認をお願いいたします。①総会の次第（裏面に定例農家相談会開催結果と次回日程）、②カラー刷りで、左上に令和4年度利用意向調査と書いていて、下の方に大きく見本と書いている書類、③農家相談の手引きです。資料は以上です。それでは、恒例の活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、会長よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。非常に暑い日が続いたのですが、過ごしやすい気候になって参りました。何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。渇水で早明浦ダムの貯水率が下がった時に台風が来て解消してくれて、また2回目の台風も大した被害もなく終わりました。一方で、農産物の価格が、今年は非常に安いということで、ニンニクなんかは昨年の価格の60%ということですし、ナスにつきましても、安かったということです。農業新聞で米の価格が上向いたということですが、JAの前渡金を見ますと、昨年と変わりなく、60キログラムが1万円を切っているという状況でして、食料安全保障と食料の安定供給と言いながら、農家の皆さんは、なかなか元気が出ません。総会の後で、市長に農地等利用の最適化の推進に関する意見書を提出することにはしていますが、ぜひ皆さん、日頃持っている不安とか不満、そういうことを合わせて、提言があれば提言もしていただいて、遠慮なく発言をお願いします。意見の提出は11時からなので、それまでに議事を終わらしたいと思います。議事進行によりしくご協力をお願いします。本日の出席委員は14名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、15番大林副会長と16番松下委員にお願いいたします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の農政に関する議題として、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「農地パトロールに係る利用意向調査について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農業振興地域整備計画の変更」について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君） 失礼します。令和4年10月1日締切10月分丸亀農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告いたします。お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」

をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。続いて位置図です。1ページから順にご説明いたします。

番号10の1、金倉町・・・面積99.00㎡の内27.00㎡外1筆を・・・が分家住宅の宅地拡張を行います。

番号10の2、綾歌町岡田上・・・面積417.00㎡を・・・が分家住宅を整備いたします。

以上、除外2件、547.00㎡の申出となっています。変更区分・地域別の内訳は、2ページの表にあります。

以上になります。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、「農業振興地域整備計画の変更」については異議のないものいたします。

次に、議題2「農地パトロールに係る利用意向調査」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、利用意向調査の実施について説明いたします。今年度、農業委員・推進委員、皆様にパトロール調査を行っていただいた結果、1号遊休農地と判断した農地の地権者に対して、これから利用意向調査を行って参ります。例年通り、意向調査は、推進委員にお願いすることとなりまして、午後の連絡会で、推進委員に説明する資料を、本日、農業委員の皆様にもお渡ししています。1枚目は見本となっていて調査票になります。2枚目は利用意向調査書です。地権者にお渡しするものです。3枚目が意向調査回答書です。これまではパトロール調査で判明した新規の遊休農地に対してのみ利用調査を行っていましたが、農地法の運用について制度改正がありまして、実は令和3年度からだったのですが、全ての1号遊休農地に対して利用意向調査を行うということになりました。従って、対象農地は大幅に増加しています。今年度、推進委員に、対面調査を行っていただく部分は、1号遊休農地の緑区分、草刈等簡易な方法で利用可能な遊休農地に限定して、120筆、75件分をお願いする予定としています。午後の連絡会で、推進委員に調査表をお渡しする予定です。あとで、黄色区分、遊休農地の中で重機を使わないと復旧できないような、遊休農地につきましては、事務局が郵送による調査を行います。これが約220筆、約140件となっています。推進委員にお願いする意向調査は、調査が当たっている委員、当たっていない委員がありますが、当たっている方で綾歌の岡原委員、39件お持ちです。あと、川西の坂井委員、三条の大橋委員、垂水の渡辺委員が約10件となっています。調査件数が多い委員につきましては、午後の連絡会でも本人に確認いたしますが、サポートが必要な場合は、農業委員にも話があるかもわかりませんので、その時は、よろしく願いいたします。簡単ですが、利用意向調査の説明でした。以上です。

●会長（松岡繁君） 該当のない地区を言ってください。

●事務局次長（大西良明君） 手元に資料がないので、後でお知らせします。

●会長（松岡繁君） この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。農地パトロールに関する利用意向調査について、基本は推進委員にお願いし、農業委員のご協力をお願いしたいなと思います。

それでは議題3その他で、議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他につきましては、議題はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 「前回の農家相談開催結果」を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は9月27日火曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は10月5日水曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は10月11日火曜日、松岡会長で、それぞれ9時から11時まで行い、本庁開催時に1件相談がありました。相談内容は、農地の貸し出しについてでした。相談者は丸亀と善通寺で農地を持っていて、善通寺市の農地は耕作をするには少し遠いので、善通寺の農地を貸し出すにはどのような手続きが必要かとの相談でありました。まず、農地が善通寺にあるので、相談は善通寺の農業委員会か農地機構になることを説明し、農業委員会の基盤強化法と農地機構の機構法のそれぞれの申請条件や手続きの方法を説明いたしました。また、当番の農業委員が善通寺の農地集積委員を知っていたので、担当の名前や担当課をお伝えいたしました。相談者は善通寺市役所へ行き、相談しますと帰られました。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は10月27日木曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は11月7日月曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は、11月10日木曜日、平池委員の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。それでは議題2その他で、議題ありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 本日、机上に「農家相談の手引き」を置いています。農地利用の最適化のための施策、「人・農地プラン」の進め方、農地の貸し借り、その他許可制度などについて記載しています。まずはご一読いただき、農家からの相談等、活動の参考としてください。もしも、内容等で、ご質問等ありましたら電話等でご連絡ください。それから、議案と一緒にA4：1枚もので、「令和4年度市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について」という案内文を送付しています。11月7日月曜日に、綾歌のアイレックスで午後1時30分から開催いたします。去年は12月8日に行っていますが、今年は一月初旬になっています。この研修は、委員として大切な研修となりますので、基本全員参加でお願いいたします。

ただ、出席人数を報告しておかなければなりませんので、現時点でどうしても都合が悪くてご出席が無理な方は、本会終了後に私までご連絡ください。以上です。

●会長（松岡繁君） 以上で報告が終わりました。続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 本日の土地に関する議題として、

議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第60号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第61号「非農地証明願について」、

議案第62号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告として、

報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第21号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） はい。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、綾歌町岡田上・・・合計面積4,413.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該土地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地でハウレンソウを作付けする計画が提出されています。

2番、飯山町下法軍寺・・・面積790.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該用地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、飯山町東坂元・・・面積353.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

4番、飯山町東坂元・・・面積 189.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上4件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等はありませんか。

1番の譲受人ですが、アスパラガスを作ると言っていたと思います。農地を集約化しようという中で、前回取得の農地と離れています。その理由を教えてください。

●事務局長（小西裕幸君） ただ今の質問にお答えいたします。今回の申請理由といたしまして、申請者の株式会社・・・は、7月総会の3条申請で、農地所有適格法人として、飯山町真時で4,470 m²の農地を取得いたしました。現在その農地では、本年度はアスパラハウス4棟約1,000 m²を建てるための準備と残りの農地はハウレンソウなどの露地野菜を栽培するため畝立てを行っています。今後、アスパラハウスの補助をいただきながら、作付面積を倍に増やす計画となっていると聞いています。そして、今回の場所は離れますが、綾歌町岡田で、4,400 m²の農地取得の申請がありました。こちらの農地は、所有者が高齢で耕作ができないということがありまして、現在は認定農業者が借りて稲を作っていましたが、もうその方も手一杯という話もありまして、今回、綾歌の土地改良区からの話もありまして、株式会社・・・もハウスは一度に増やせないで、収入の安定を図ることもあり、綾歌の農地ではハウレンソウなどの露地野菜を栽培する計画ということで、購入したいという申請がありました。以上です。

●会長（松岡繁君） はい。他に何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第56号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から4番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第56号「農地法第3条許可申請」4件は原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議題第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、2ページをお開きください。議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、飯野町東分・・・合計面積202.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和48年ごろ隣接する宅地に住宅を建築した際、併せて造成し各地と一体利用してきました。今回当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、一部農用地区域内ですが、令和4年6月に農振除外申請がされています。また農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、垂水町・・・面積632.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請書に農業用倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件2件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付の上、進達すること、県議診察することにいたします。

次に、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は19件です。

1 番、津森町・・・面積 571.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番、津森町・・・合計面積 4,334.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 1 1 区画、共同住宅用地 1 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域等の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

4 ページをお開きください。

3 番、金倉町・・・面積 942.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、職員用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 4 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番、田村町・・・合計面積 1,051.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 4 棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 4 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番、田村町・・・面積 333.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 ページをお開きください。

6 番、郡家町・・・面積 999.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 3 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 4 年 9 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番、三条町・・・面積 408.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 4 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8 番、三条町・・・面積 526.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、コンテナハウスの展示用地の造成整備を図るものです。申請地

は、農用地区域内農地ですが、令和4年9月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、三条町・・・面積 232.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

10番、三条町・・・合計面積 1,316.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年9月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番、飯野町東二・・・面積 221.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

12番、垂水町・・・面積 149.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農業用倉庫への進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

13番、垂水町・・・合計面積 1,229.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル7基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページをお開きください。

14番、天満町一丁目・・・面積 19.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、駐車場増設のための敷地拡張整備を行うものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

15番、土器町西四丁目・・・面積 186.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場増設のための敷地拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

16番、綾歌町岡田上・・・面積919.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場増設のための敷地拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

17番、綾歌町岡田上・・・面積81.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、農地への進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

18番、飯山町西坂元・・・面積236.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場増設のための敷地拡張整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和4年8月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

19番、飯山町東坂元・・・面積4,982.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル38基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

以上19件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から19番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件19件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付のうえ県進達することにいたします。

続きまして、議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の

説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、9ページをご覧ください。第59号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから46ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて70件、筆数164筆、面積169,533.50㎡です。

詳細は表の通りです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第59号「農用地利用集積計画の決定」について、70件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第60号「農用地利用配分計画（案）の意見調書について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて47ページをお開きください。第60号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。

詳細は、47ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第60号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第61号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは48ページをお開きください。第61号「非農地証明願について」です。案件は3件です。

1番、中府町五丁目・・・面積218.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行前より、宅地として利用している状況です。

2番、本島町笠島・・・合計面積346.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

56ページにかけてになります。

3番、本島町笠島・・・合計面積75,209.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり、自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上3件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

はい。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

島は、20年以上放置しているところが、ほとんどだろうと思うのですが、申請があった分だけ取り上げているのでしょうか。

●事務局長（小西裕幸君） 今回の非農地証明願につきましては、非農地証明願の申請があった申請について載せています。非農地証明願を出されて、農業委員会で承認されましたら、非農地だという証明を出します。非農地になりましたら、法務局で地目を変更しますが、その時に農業委員会の非農地証明が必要となります。

●会長（松岡繁君） それから、株式会社・・・は、昔からこの畑を持っていたということですか。

●事務局長（小西裕幸君） 概要について説明いたします。こちらの本島町笠島・・・というのは、本島町笠島の向かいにある島で、現在無人となっています。申請の当該農地は雑草雑木、灌木類が繁茂する原野と化しています。このことにより、20年以上耕作ができず、雑草雑木が茂り、農地への再生が困難な状況になっているということで、非農地証明の申請がありました。申請に添付された現況写真や航空写真からは、雑木の繁茂が確認され、実際この島へ渡るには船を手配しなければ渡れないということもあり、現在、人が住んでいないことから荒廃が考えられます。以上です。

●会長（松岡繁君） 別に反対するわけではないのですが、参考のためにお聞きしますけれど、例えば別荘を作ったり、ゴルフ場にしたりするときには、転用許可申請しなくても、非農地になったら、自由にいろいろなことができるという理解でいいのですか。

●事務局長（小西裕幸君） 非農地になったら、転用の許可が必要なくなるというだけでして、家を建てるには建築確認、それから場所が瀬戸内海ですので、瀬戸内海の公園法等も関係してくると思います。それぞれに許可申請が必要になるのは変わらないと思います。

●会長（松岡繁君） そういうことで農業委員会は関係なくなるということです。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第61号「非農地証明願」について、整理番号1番から3番

の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

続いて、議案第62号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは57ページをお開きください。議案第62号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、天満町一丁目・・・面積616.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月6日、店舗1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、事業用地拡大により、合わせて利用する土地を追加するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積4,194.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年2月24日、建築条件付売買予定地住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、事業計画拡大のため、6棟追加し21棟とし、あわせて工期を令和7年11月29日まで延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第62号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

それでは、報告事項に移ります。報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第21号「許可申請の取下願について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、58ページをお開きください。報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は5件です。

1番、田村町・・・合計面積1,137.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年8月7日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

59ページにかけてになります。

2番、本島町大浦・・・合計面積3,314.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年6月12日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、三条町・・・3,857.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年2月26日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はあり

ません。

60ページにかけてになります。

4番、綾歌町栗熊東・・・合計面積8,766.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

5番、飯山町東坂元・・・面積2,158.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年1月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

61ページをお開きください。

報告第21号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町岡田下・・・合計面積1,443.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に太陽光発電パネル7基の建築整備を行う計画で、令和4年7月の第42号議案で農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の変更により、許可申請の取下願があったものです。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。

以上で10月総会の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例総会の開催日程についてお知らせします。まず、現地調査ですが、農地転用申請等の締切日が11月4日金曜日になりますので、11月は8日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、7日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。また、来月の定例会は、11月18日金曜日午前9時30分からこの会場で開催いたします。忙しい時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。それから、本日11時から、市長にお越しいただき、「令和5年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見書」を手渡しいたします。委員の皆様はしばらくお待ちください。また、農地や農業施策について、ご意見等ありましたら、一言ご発言の方をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） 事務局からお知らせします。オレンジの活動記録を早急に提出の方、よろしくをお願いいたします。書き方のことで、気になった点があったのですが、現地調査は最適な活動が該当しませんので、活動記録に入れないでください。下半期もお手数おかけしますが、活動記録に引き続き記帳をどうぞよろしくお願い申し上げます。1時間1000円の活動記録簿をまだ出されてない方がいらっしゃいました

ら、本日締切ですので、事務局の方に持ってきていただいたらと思います。以上です。

(午前10時30分終了)